

いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「新しい茨城」づくりを推進する県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、県民一人ひとりが尊重され、多様性を認め合い、自分らしく暮らせるダイバーシティ社会を築くことを目指し、性的マイノリティがその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「性的マイノリティ」とは、典型的とされていない性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。）又は性自認（自己の性別についての認識のことをいう。）を持つ者をいう。

- 2 この要綱において「パートナーシップ」とは、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した一方又は双方が性的マイノリティである二人の者の関係をいう。
- 3 この要綱において「パートナー」とは、パートナーシップにある相手方をいう。
- 4 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを知事に対して宣誓することをいう。

(パートナーシップの宣誓の対象者の要件及び方法)

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
 - (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 県内に住所を有すること。
 - イ 県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定していること。
 - (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
 - (4) パートナーシップの宣誓に係るパートナー以外にパートナーがないこと。
 - (5) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。
- 2 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーと共に次に掲げる書類に自ら記入し、当該書類を知事に提出するものとする。
 - (1) いばらきパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）
 - (2) いばらきパートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）
 - 3 宣誓書の提出は、知事が指定する場所において、又は郵送により行うものとする。
 - 4 知事は、パートナーシップの宣誓をしようとする者が第2項の書類に自ら記入することができないと認めるときは、当該者及び第2項の職員の立会いの下に、他の者をしてこれを記入させることができる。
 - 5 知事は、パートナーシップの宣誓をしようとする者に対し、次に掲げる書類を宣誓書に添付するよう求めるものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（パートナーシップの宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 独身証明書（パートナーシップの宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。）その他これに類する書類
- 6 前項第1号の規定にかかわらず、知事が特に必要と認める場合は、同号の書類に類する書類によるものとする。
- 7 知事は、第2項の書類を提出した者が本人であることを確認するため、当該提出と併せて、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した資格証明書であって、宣誓をしようとする者の顔写真が添付されたもの（知事が認めるものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が認める書類
(通称の使用)
- 第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）その他知事が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称を使用することができる。
(県内への転入の届出)
- 第5条 第3条第1項第2号イに該当する者は、同条第2項の書類を提出した日から3月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。
(宣誓書の写し等の交付)
- 第6条 知事は、第3条第2項の書類を提出した者に対し、収受した日及び収受した旨を表示して、提出された宣誓書の写しを交付するものとする。ただし、同条第1項第2号イに該当する者については、転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付し、前条の提出があったときに、宣誓書の写し及び次項の書類を交付するものとする。
- 2 前項の宣誓書の写しには、いばらきパートナーシップ宣誓書受領証（様式第4号。以下「受領証」という。）又はいばらきパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第5号。以下「受領カード」という。）のいずれか又は全てを添付するものとする。この場合において、宣誓書において第4条の規定により通称を使用したときは、氏名と併せて通称を受領証又は受領カードに記載するものとする。
(宣誓書の写し等の再交付)
- 第7条 前条の規定により宣誓書の写し、受領証又は受領カード（以下「宣誓書の写し等」という。）の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損その他の事情により当該宣誓書の写し等の再交付を希望するときは、第9条の規定による当該宣誓書保存期間内（同条ただし書に該当するときを除く。）に限り、いばらきパートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書（様式第6号）により、その再交付を申請することができる。
- 2 第3条第7項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同項中「第2項の書類」とあるのは「パートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請

書」と、「本人」とあるのは「宣誓者本人」と読み替えるものとする。

(届出等)

第8条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、知事が指定する場所において、いばらきパートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）により、知事に届け出なければならない。

- (1) パートナーが死亡したとき。
- (2) 県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。
- (3) パートナーシップが解消されたとき。
- (4) 宣誓書に係る宣誓者のいずれもが当該宣誓書の廃棄を希望するとき。

2 知事は、前項の届出をする者に対し、宣誓書の写し等（紛失、毀損その他の事情により添付が困難であると知事が認める場合を除く。）を添付するよう求めるものとする。

3 第3条第7項の規定は、第1項の届出について準用する。この場合において、同項中「第2項の書類を提出した者」とあるのは「第1項の届出をした者」と、「当該提出」とあるのは「当該届出」と、「本人」とあるのは「宣誓者本人」と読み替えるものとする。

(宣誓書の保存等)

第9条 知事は、宣誓書を10年間保存するものとする。ただし、前条の届出があつたときは、当該宣誓書を廃棄するものとする。

(宣誓書の写し等の不正利用等)

第10条 知事は、宣誓者が宣誓書の写し等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるときは、当該宣誓書の写し等の返還を求めるものとする。

(事前調整)

第11条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、あらかじめ当該パートナーシップの宣誓をしようとする場所その他必要な事項について知事と調整するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、福祉政策課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。